

検討すべき論点

2011年2月

「中小企業の会計に関する検討会」として、新たな会計指針・新たに中小企業の会計処理のあり方を示すものの作成にあたって、以下の事項について、本検討会の下に設置するワーキンググループにおいて、実務的・専門的な見地から検討を行うことを求めることとしてはどうか。

基本的事項

(1) 全体構成

新たな会計指針・新たに中小企業の会計処理のあり方を示すものについて、その全体構成はどのようにすべきか。例えば、総論、各論、その他のように構成してはどうか。

(2) 基本的な考え方

基本的な考え方について、非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書（以下「懇談会報告書」という。）及び中小企業庁の研究会報告書（以下「研究会報告書」という。）ではそれぞれ以下のとおりとされているが、留意すべき点はあるか。

【懇談会報告書】

- 中小企業に適用される会計基準、指針については、中小企業の特徴を踏まえ、中小企業の活性化（略）に資する観点からとりまとめることが肝要（略）であり、経営者にとって理解し易く、作成事務が最小限で対応可能であり、簡素で安定的なものであることを指向する必要があると考えられる。

(3. 非上場会社の会計基準に関する基本的な考え方 (2) 非上場会社の会計基準に関する基本的な考え方 ②非上場会社の会計基準の検討に必要とされる基本的な視点)

- 非上場会社（略）の実態を踏まえると、非上場会社、とりわけ中小企業に適用される会計基準又は指針は国際基準の影響を受けず、安定的なものにすべきである。

ただし、非上場会社の中には、グローバルな活動を行っている会社や上場を計画している会社もあり、そのような会社が、会計基準の国際化を考慮に入れた対応を行うことを妨げるものではない。

- (3. 非上場会社の会計基準に関する基本的な考え方 (2) 非上場会社の会計基準に関する基本的な考え方 ④会計基準の国際化との関係)

- 現行の確定決算主義を前提としたうえで、中小企業の実態を踏まえて法人税法の取扱いに配慮しつつ、適切な利益計算の観点から会計基準のあり方の検討を行うことが適当である。

- (3. 非上場会社の会計基準に関する基本的な考え方 (2) 非上場会社の会計基準に関する基本的な考え方 ③法人税法との関係)

【研究会報告書】

- 中小企業の成長に資するものであるべきという視点を議論の出発点とすることが重要である。

- 中小企業の会計処理のあり方は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行であって、次のようなものが望ましいと考えられる。

- ① 経営者が理解でき、自社の経営状況を適切に把握できる、「経営者に役立つ会計」
- ② 金融機関や取引先等の信用を獲得するために必要かつ十分な情報を提供する、「利害関係者と繋がる会計」
- ③ 実務における会計慣行を最大限考慮し、税務との親和性を保つことのできる、「実務に配慮した会計」
- ④ 中小企業に過重な負担を課さない、中小企業の身の丈に合った、「実行可能な会計」

- (Ⅲ 主要論点 1. 中小企業の会計に関する基本的な考え方)

(3) 取りまとめの基本的な方針

① 取りまとめにあたっての基本的な方針

取りまとめにあたっての基本的な方針について、懇談会報告書及び研究会報告書では、それぞれ以下のとおりとされているが、留意すべき点はあるか。

【懇談会報告書】

- 基本的なスタンスとしては(略)、中小企業の活性化、ひいては日本経済の成長に資するという観点から、作成を行うこととする。また、適用される会計指針については、国際基準の影響を受けず安定的なものとする。
- 一定の区分に該当する会社群に適用する会計指針は、以下の内容とする。
 - ✓ 中小企業の実態に即し、中小企業の経営者に容易に理解されるものとする。
 - ✓ 国際基準の影響を受けないものとする。
 - ✓ 法人税法に従った処理に配慮するとともに、会社法第 431 条に定める一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に該当するよう留意する。
 - ✓ (略)

(4. 非上場会社の分類と適用される会計基準又は指針 (2) 会社分類と適用される会計基準又は指針についての考え方 ③会社法上の大会社以外の会社)

【研究会報告書】

- 取りまとめにあたって基本方針とすべき事項は、以下のとおりである。
 - ① 中小企業が会計実務の中で慣習として行っている会計処理（法人税法・企業会計原則に基づくものを含む。）のうち、会社法の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」と言えるものを整理する。¹
 - ② 企業の実態に応じた会計処理を選択できる幅のあるもの（企業会計基準や中小指針の適用も当然に認められるもの）とする。²
 - ③ 中小企業の経営者が理解できるよう、できる限り専門用語や難解な書きぶりを避け、簡潔かつ平易で分かりやすく書かれたものとする。
 - ④ 記帳についても、重要な構成要素として取り入れたものとする。
- (IV 今後の対応の方向性 1. 新たに中小企業の会計処理のあり方を示すものを取りまとめるにあたっての基本方針)

¹ 新たに中小企業のための会計処理のあり方を示すものは、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」と言えるものを整理し、会社法及び関係法令で認められている枠内の会計処理の体系とすべきである。すなわち、これに適切に準拠している場合にあつては、その会計処理は会社法上適法であると事実上推定が及ぶものとすべきである。

(IV 今後の対応の方向性 1. 新たに中小企業の会計処理のあり方を示すものを取りまとめるにあたっての基本方針)

² 中小企業が、その成長に伴って、経営のあり方を発展させていくに際して、必要に応じて、適用する会計処理の方法を企業会計基準や中小指針へとスムーズに移行させることができるよう留意すべきである。(IV 今後の対応の方向性 1. 新たに中小企業の会計処理のあり方を示すものを取りまとめるにあたっての基本方針)

② 適用対象

適用対象となる中小企業について、懇談会報告書及び研究会報告書では、それぞれ以下のとおりとされているが、留意すべき点はあるか。³

【懇談会報告書】

- 「会社法上の大会社以外の会社」について一定の区分を設け、その区分に該当するものについては、中小指針とは別に新たな会計指針を作成することとする。「一定の区分」の区分方法については、会社の属性（同族会社、法定監査対象外の会社、会計参与の設置を当面予定していない会社、資金調達の種類、財務諸表の開示先等。将来上場を目指す企業は対象外とする。）、会社の行っている取引の内容の複雑性（外貨建の取引、デリバティブ等）、会社規模（売上高、総資産、資本金、従業員数等）という複数の意見が出されており、具体的には、報告書公表後、新たな会計指針を作成する際に、関係者にて検討することとする。

（４．非上場会社の分類と適用される会計基準又は指針 （２）会社分類と適用される会計基準又は指針についての考え方 ③会社法上の大会社以外の会社）

³ 【参考】 中小指針の適用対象

本指針の適用対象は、以下を除く株式会社とする。

（１）金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社

（２）会計監査人を設置する会社及びその子会社

特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社についても、本指針に拠ることが推奨される。

【研究会報告書】

○ (以下の) 属性を有する企業を主として適用対象とすべきである。

(1) 資金調達

資金調達の方法として、資本市場で資金調達を行うことは殆どない。すわなち、資金調達は、地域金融機関やメガバンクなどの金融機関からの借入れが中心であり、代表者の個人資産の拠出、親族・知人からの借入れ、内部留保の利用も行われているが、第三者に対する新株の発行や起債を行うことは少ない。

(2) 利害関係者

中小企業では、その主要株主が取締役であるというように、所有と経営が一致しており、いわゆる同族会社に該当する場合は殆どである。また、通常、株式には譲渡制限が付されており、株式が第三者間で自由に譲渡され、流通することは想定されていない。利害関係者の範囲は限られ、会計書類等の開示先は、主として、債権者である取引金融機関・主要取引先や株主・従業員、信用調査機関など限定的である。

(3) (略)

(4) 経理体制

多くの中小企業は、その経理担当者の人数が少なく、経営者や従業員の会計に関する知識も十分ではないため、高度な会計処理に対応できる能力や十分な経理体制を持ち合わせていない。

(Ⅱ 現状認識 1. 中小企業の実態)

(Ⅳ 今後の対応の方向性 1. 新たに中小企業の会計処理のあり方を示すものを取りまとめるにあたっての基本方針)

○ 金融商品取引法の規制の適用対象会社、会社法上の法定監査対象会社(略)、会計参与設置会社(略)、ベンチャー企業のような上場を目指す会社は、(略) 検討対象から除外する。

○ 閾値等をもって画一的な線引きを行うことは、必ずしも適当ではないと考えられ、上記の属性をもって総合的かつ柔軟な判断を行うことが可能なものとする。

(Ⅲ 主要論点 2. 検討対象の範囲)

③ 改訂作業の頻度及び企業会計基準との関係

改訂作業の頻度及び企業会計基準と関係について、懇談会報告書及び研究会報告書では、それぞれ以下のとおりとされているが、留意すべき点はあるか。

【懇談会報告書】

- 非上場会社（略）の実態を踏まえると、非上場会社、とりわけ中小企業に適用される会計基準又は指針は国際基準の影響を受けず、安定的なものにすべきである。

ただし、非上場会社の中には、グローバルな活動を行っている会社や上場を計画している会社もあり、そのような会社が、会計基準の国際化を考慮に入れた対応を行うことを妨げるものではない。

(3. 非上場会社の会計基準に関する基本的な考え方 (2) 非上場会社の会計基準に関する基本的な考え方 ④会計基準の国際化との関係)

【研究会報告書】

- 新たに会計処理のあり方を示すものは、その改定作業は数年に一度にとどめ、安定的なものにすべきである。また、今後、コンバージェンスが進むことが見込まれる企業会計基準とは、一線を画して、取りまとめ及び改訂作業を行うべきである。すなわち、まずは、IFRS へのコンバージェンスを行った企業会計基準で行われる会計処理が、国内制度として安定的に運用されているか、中小企業が行う会計慣行として定着しているか、中小企業の会計慣行として妥当なものかを見極めることが必要である。

(IV 今後の対応の方向性 1. 新たに中小企業の会計処理のあり方を示すものを取りまとめるにあたっての基本方針)

④ その他

名称については、どのようにすべきか。具体的な内容が概ね固まった段階で検討することとしてはどうか。

その他取りまとめにあたって、留意すべきことはあるか。

(4) 取りまとめのアプローチ

取りまとめのアプローチについて、懇談会報告書及び研究会報告書では、それぞれ以下のとおりとされているが、留意すべき点はあるか。

【懇談会報告書】

- 中小企業の特徴を踏まえ、中小企業の活性化、ひいては日本経済の成長に資する観点からとりまとめることが肝要であると考えられる。具体的には、経営者が自社の財産の状況や経営の状況を把握することに役立つことが重要であり、経営者にとって理解しやすく、作成事務が最小限で対応可能であり、簡素で安定的なものを指向する必要があると考えられる。

(3. 非上場会社の会計基準に関する基本的な考え方 (2) 非上場会社の会計基準に関する基本的な考え方 ②非上場会社の会計基準の検討に必要とされる基本的な視点)

【研究会報告書】

- 新たに会計処理のあり方を示すものを取りまとめにあたっては、企業会計基準をベースに、それを簡素化するアプローチ（トップダウン・アプローチ）ではなく、対象とする中小企業の属性を検討し、取得原価主義、企業会計原則等を踏まえつつ、積み上げ方式で策定するアプローチ（ボトムアップ・アプローチ）を採るべきである。

(IV 今後の対応の方向性 2. 取りまとめの手續 (1) 取りまとめのアプローチ)

検討論点

1. 総論

総論について、何をどのように記述すべきか。目的、適用対象等を適宜盛り込んでいくこととしてはどうか。

2. 各論

各論について、以下のような点を検討し、どのように記述すべきか。

○ 勘定科目

検討対象とすべき勘定科目は何か。

○ 中小企業の実態に即した会計処理

検討対象とすべき勘定科目について、中小企業の実態として、どのような会計処理が行われているのか。それぞれについて、どのように記述すべきか。

○ その他の勘定科目

検討対象とすべき勘定科目以外のものについて、どのように考えるべきか。

3. その他

(1) 取りまとめ後の普及促進

取りまとめ後の普及促進について、具体的にそれぞれの関係者は何を行うべきか。

(2) 会計の活用

新たな会計指針・新たに中小企業の会計処理のあり方を示すものの作成に併せ、中小企業の会計の活用による経営力、資金調達力等の強化を図る観点から、どのようなことが考えられるか。

(3) その他

その他留意すべきことはあるか。